

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>公用車両用燃料（ガソリン）の購入に係る単価契約</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明</p> <p>自動車用燃料については、県庁の公用車用として購入するために、県（出納管理課）において岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約（標準単価）が締結されている。そのうちの郡上地域の契約単価（標準単価）を超えない価格で契約できる見込みであるため。</p> <p>なお、管轄区域が広範囲にわたることから方面別に業者を選定すること、警察活動の特殊性から常時給油可能な体制があり公署から最寄りの利便性のある業者を選定することが合理的であることから、下記の業者を選定するものとする。</p>

契約先	契約単価
(有)前田プロパン 代表取締役 前田伊三夫	@172.99
めぐみの農業協同組合 代表理事組合長 渡邊 健彦	@175.90
(株)高鷲燃料 代表取締役 高田 愛	@175.99
(有)畑中石油店 代表取締役 畑中 征樹	@175.99
(株)マルフジ 代表取締役 藤田 修	@175.99
(株)坪井石油 代表取締役 坪井 和也	@175.99

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。